

地域の社会資源いろいろ

日中活動・訓練などの支援

生活介護事業

入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動、生産活動などの支援を行います
障害支援区分3以上の方もしくは50歳以上で区分2以上の方が利用出来ます

生活訓練事業

一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います
障害支援区分の制限はありませんが利用できる期限があります(2年)

地域活動支援センター

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います
障害支援区分の制限や利用できる期限の設定はありません

就労に向けた支援

就労移行支援事業

就労を希望する方に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います
障害支援区分の制限はありませんが利用できる期限があります(2年)

就労継続支援B型事業

一般企業での就労が困難な方、サポートが必要な方が主に利用する就労の場です
活動によって「工賃」が支給されます

就労継続支援A型事業

一般企業などに就職が困難な方の就労の場です
雇用契約を結ぶため「給与」が支給されます
最低賃金の保障があります

就労に関する相談窓口・支援機関

ハローワーク

就労援助センター

障害者職業センター



この他にも様々なサービスがあります。
ぜひお近くの相談先へご連絡ください。

ご本人・ご家族の方へ

川崎市

高次脳機能障害のある方が使える 社会保障・制度・サービス



病気や事故などの後遺症で、これまで出来ていた事ができなくなったり、難しくなってしまうことがあります。

受傷・発症後の手続きの流れ、経済面や支援制度等の社会保障制度をまとめています。ぜひご活用ください。

お問い合わせ
高次脳機能障害地域活動支援センター
TEL: 044-299-8201
✉:koujinoutikatsu@kfj.or.jp

当センターホームページ
2次元コードはこちら



入院中～

診断を受けてから
概ね6か月後～

初診日から
概ね1年6か月後～

病院の相談員にお早めにご相談ください

○高額療養費

支払った医療費が高額の場合、申請により、限度額を超えた分が戻ってくる制度です。

窓口:加入している健康保険

○限度額適用認定証

入院などで高額な医療費がかかることが想定されるときに利用するものです。医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示すれば、支払い金額が自己負担限度額までになります。

窓口:加入している健康保険

○交通事故(自動車損害賠償責任保険)

窓口:加入している自動車損害賠償保障責任保険会社



○介護認定の申請

対象:40歳以上の特定疾病の方・65歳以上の方
介護が必要な方に、その費用を給付してくれる公的な社会保険です。

窓口:各区役所の高齢・障害課

○自立支援医療

てんかんや高次脳機能障害で継続的に通院による治療を受ける場合の、医療費の負担軽減を図る制度です(所得制限があります)。

窓口:各区役所の高齢・障害課

○傷病手当金

業務外の傷病で働けず、収入がない場合の補償です。
ひとつの疾病につき1回のみ支給になります。
加入している保険組合によって違いがありますので、受給が可能かお問い合わせ下さい。

窓口:加入している健康保険

○生活保護

困窮状態にある方に対して、最低限の生活を保障する制度です。

窓口:各区役所の保護課

○障害者手帳の申請

障害の程度によっては、各種障害者手帳が取得できる可能性があります。主治医にご相談下さい。

高次脳機能障害:精神保健福祉手帳
身体の障害・失語:身体障害者手帳
18歳以下の方:療育手帳

*手帳を取得されると各種税金の軽減、免除や公共交通機関の割引などが受けられます。

窓口:各区役所の高齢・障害課

○障害福祉サービス
受給者証の申請

行政の給付を受けて福祉サービスを利用する際に必要です。
どんなことがしたいか、困っていることは何かなど、面談をして、障害者支援区分が決まります。

窓口:各区役所の高齢・障害課



○障害年金の申請

障害の重症度、年金の支払い期間などによって受給できる可能性があります。初診時の年金の加入状況により窓口が異なります

窓口:年金事務所または
各区役所の保険年金課



高次脳機能障害は、外見からは障害が分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくく、現れる症状の個人差が大きい障害です。

ご本人に合わせたサービスや制度をご利用していただくために、まずはご相談ください。